

○ 富里市基本構想審議会条例

昭和 57 年 3 月 25 日 条例 第 5 号

富里市基本構想審議会条例

(設置)

第 1 条 富里市基本構想策定に伴う必要な審議をするために、富里市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、富里市基本構想に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のとき

は，会長の決するところによる。

（関係人の出席）

第 7 条 審議会は，その所掌事務の遂行に必要があると認めるときは，関係人の出席を求めて，その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は，企画担当課において処理する。

（補則）

第 9 条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 27 日 条例 第 3 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 15 日 条例 第 19 号）

この条例は，公布の日から施行する。